

工事の一時中止に係るガイドライン

平成 26 年 10 月改定

名古屋市緑政土木局

目 次

		頁	備考
1	ガイドラインの目的	1	
2	工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合	1	
3	発注者の責務	2	
4	受注者の対応措置	3	
5	請負代金額又は工期の変更	3	
6	増加費用の考え方	4	
	6－1 準備工着手前に一時中止した場合	4	
	6－2 準備工期間に一時中止した場合	5	
	6－3 本工事施工中に一時中止した場合	6	
7	工事全部一時中止と工事一部一時中止の違い	8	
8	増加費用等の積算	11	
9	増加費用等の設計書及び事務処理上の扱い	15	
10	工事一時中止に係る基本フロー	16	
11	工事一時中止に係る基本フローの解説	17	

1 ガイドラインの目的

本市緑政土木局では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、河川、公園などの様々な公共施設の整備及び維持に関する請負工事を毎年数多く実施しています。

これら請負工事を発注するに当たっては、現場の形状、地質、湧水などの自然的条件や市街部においては騒音、振動、他の公共施設（上下水道、電気、ガス等）及び交通の確保などの社会的な制約条件の中で工事目的物を完成するため、必要な調査及び地元協議、工事用地の確保、占用企業者協議、関係機関協議を整え、工事方法を検討し、適正な工期を確保のうえ工事発注を行っていますが、それでもなお、各種協議の未完了や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により、工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、名古屋市工事請負契約約款（以下 約款という。）第 19 条 「工事の中止」及び名古屋市緑政土木局土木工事標準仕様書 1.1.20 「工事の一時中止」に基づき工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合における、工事一時中止の取扱いに関する運用基準を明確化し、発注者及び受注者の手続きの円滑化及び適正な対応を図ることを目的としています。

2 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合について

- (1) 発注者の責務として、以下の場合に該当するときは、工事の中止内容を受注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければなりません。

ア) 工事用地等の確保ができない等のため、工事を施工できないと認められる場合

（具体的な事例）

- ・ 発注者が、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書で特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保されていない。
- ・ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、受注者が施工を続けることが不可能と認められた。
- ・ 管理者協議の結果、施工できない期間が設定された。
- ・ 別契約の関連工事の進捗が遅れ、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書で特別の定めがあるときは、その定められた日）までに施工することが不可能とみとめられた。

イ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、工事を施工できないと認められる場合

（具体的な事例）

- ・ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災等により地形等の物理的な変動があった。
- ・ 地中障害物・埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた。
- ・ 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた。
- ・ 反対運動等の妨害活動等 による工事現場の占拠や著しい威嚇行為。
- ・ 受注者の責めに帰すことができない何らかの事象（地元調整等）が生じた。

※工事を施工できないと認められる場合とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によるものではありません。

- (2) 発注者は、必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。

※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の主観的判断で行います。なお、工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られます。

- (3) 工事の全部の一時中止期間における現場代理人、主任技術者及び監理技術者の取扱いは、土木工事標準仕様書等の規定により下記のとおりとします。

ア) 工事を全面的に一時中止している期間における現場代理人の工事現場への常駐は原則として、要しません。また主任技術者及び監理技術者の工事現場への専任も原則として、要しません。

イ) 工事を全面的に一時中止することにより、大幅な工期延期となった場合は、発注者との協議により主任技術者及び監理技術者を変更することができます。

※「大幅な工期延期」とは、約款第44条第1項第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合を目安とする。

3 発注者の責務

- (1) 発注者は工事を一時中止（工事の全部及び一部を含む。以下同じ。）するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を書面により、受注者に通知しなければなりません。

工事一時中止期間の見通しについては、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を把握する必要があります。

※様式については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」様式—5参照

- (2) 工事現場を適正に維持・管理等するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。

- (3) 工事一時中止となっている工事について施工可能と認めたときは、工事の再開を通知しなければなりません。

※ 様式については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」様式—6参照

- (4) 中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとします。

4 受注者の対応措置

(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得るものとします。

※ 実際に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから「基本計画書」を提出し承諾を得るものとします。

(2) 基本計画書の記載内容

- ア) 一時中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- イ) 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ウ) 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

(3) 管理責任

一時中止した工事現場の管理責任は、受注者に属します。また、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにするものとします。

（平成4年3月19日 建設省技調発第80号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」参照）

5 請負代金額又は工期の変更

工事を一時中止した場合においては、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、必要があると認められるときは、工期もしくは請負代金額の変更を行います。

※ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味します。

(1) 請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合には、契約内容の変更による請負代金額の変更とともに、増加費用の負担及び損害の負担に関する発注者の負担金についても受注者から請求があった場合には請負代金額の変更として取扱いなければなりません。

ア) 増加費用 （直接的に増加した費用）

- ① 工事用地等の確保ができなかったことにより生じたもの。
- ② 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。

（具体例）

- ・工事現場の維持に要する費用（工事一時中止期間中の材料置場、現場詰所等の借地料、工事現場の保安に要する経費等）
- ・労働者、建設機械器具等を保持するための費用（工事一時中止期間中も最低限必要となる労働者の賃金、工事現場に備え置く必要のある建設機械器具の損料、リース料等の経費等）

イ) 損害の負担 (間接的な費用の増加)

(具体例)

- ・工事一時中止前の施工体制から工事一時中止中の維持体制に体制を縮小するために要する費用 (不要となった建設機械器具、労働者又は技術者の配置転換に要する費用及び保管のきかない工事材料の売却損等)
- ・工事一時中止中の体制から再開後の施工体制に体制を変更するために要する再開準備費用 (建設機械器具の再投入、労働者及び技術者の転入に要する費用等)

※ 増加費用と損害とは区別しないものとします。

(2) 工期の変更

ア) 原則として、工事全部を一時中止した場合は、当初契約工期に工事を一時中止した期間を加え工期延期しますが、工期の延伸期間について発注者と受注者の協議により定めるものとします。なお一部の施工を一時中止した場合は、発注者と受注者の協議により必要な延期期間を定めるものとします。

イ) 地震、災害等の場合は、地震、火災等が生じていた期間に取片付け期間や復興に期間に長期を要する場合があります。

このことから取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能としています。

(3) 契約金額の変更手続き

ア) 全部一時中止に伴う増加費用の算定にあつては、原則として、工期変更時に設計変更を行うものとします。

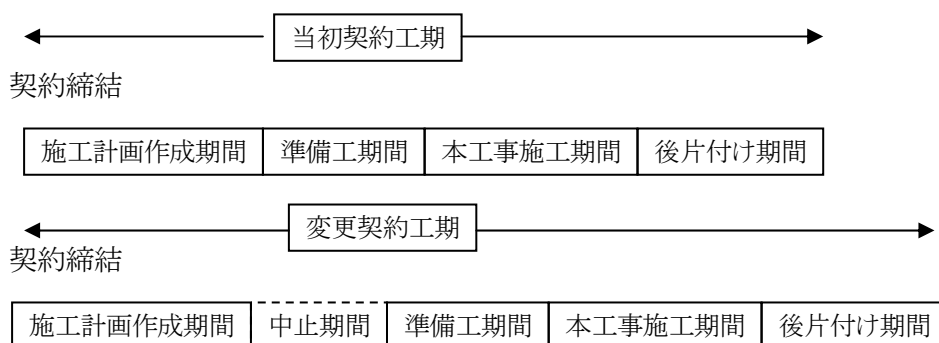
イ) 一部一時中止した期間は、受注者の努力により工期を短縮等、工期延伸期間が確定しないことが考えられることから、契約金額の変更手続きは、工期が確定した時点からできるだけ早めな時期において行うものとします。

6 増加費用の考え方

(1) 増加費用及び損害の負担 (増加費用等という。以下同じ。) の適用

発注者が工事の全部又は一部の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用します。

6-1 準備工着手前に工事の全部を一時中止した場合



※準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいいます。

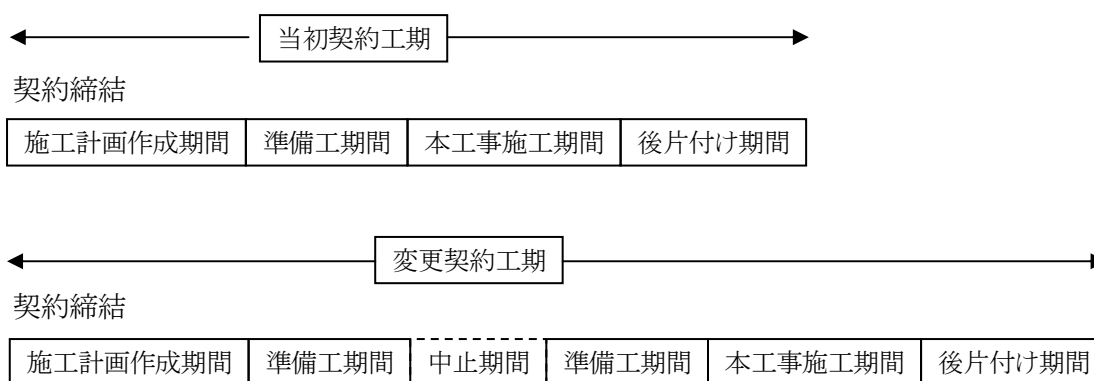
(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の全部の一時中止の指示があった場合、約款第15条第2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とあることから、受注者は必要に応じて「工事現場の維持・管理に関する基本事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し承諾を得るものとします。

(2) 増加費用等の適用

工事の全部の一時中止に伴う増加費用等は計上しません。

6-2 準備工期間に工事の全部を一時中止した場合



※ 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等を設置し測量等を行うなど、本工事施工前の準備期間をいいます。

(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の全部の一時中止の指示があった場合、受注者は「工事現場の維持・管理に関する基本事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し承諾を得るものとします。

(2) 増加費用等の適用

発注者が工事の全部の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に負担します。

(3) 増加費用等の範囲

増加費用等は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）等が想定されます。

(4) 増加費用等の算定

増加費用等の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、発注者と受注者が費用の必要性・数量などについて協議し、行うものとします。（積算は受注者から増加費用等を証明する明細書、請求書等を求めています。）

6－3 本工事施工中に工事の全部又は一部を一時中止した場合

(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、受注者は「中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し承諾を得るものとします。

(2) 増加費用等の適用

発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に負担します。

(3) 増加費用等の範囲

増加費用等として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とします。

ア) 工事現場の維持に要する費用

① 工事一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労働者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

② 工事一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

イ) 工事体制の縮小に要する費用

工事一時中止時点における工事体制から工事一時中止した工事現場の維持体制までに体制を縮小するため、不要となった建設機械器具、労働者、技術職員の配置転換に要する費用等

ウ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用等

(4) 増加費用等の算定

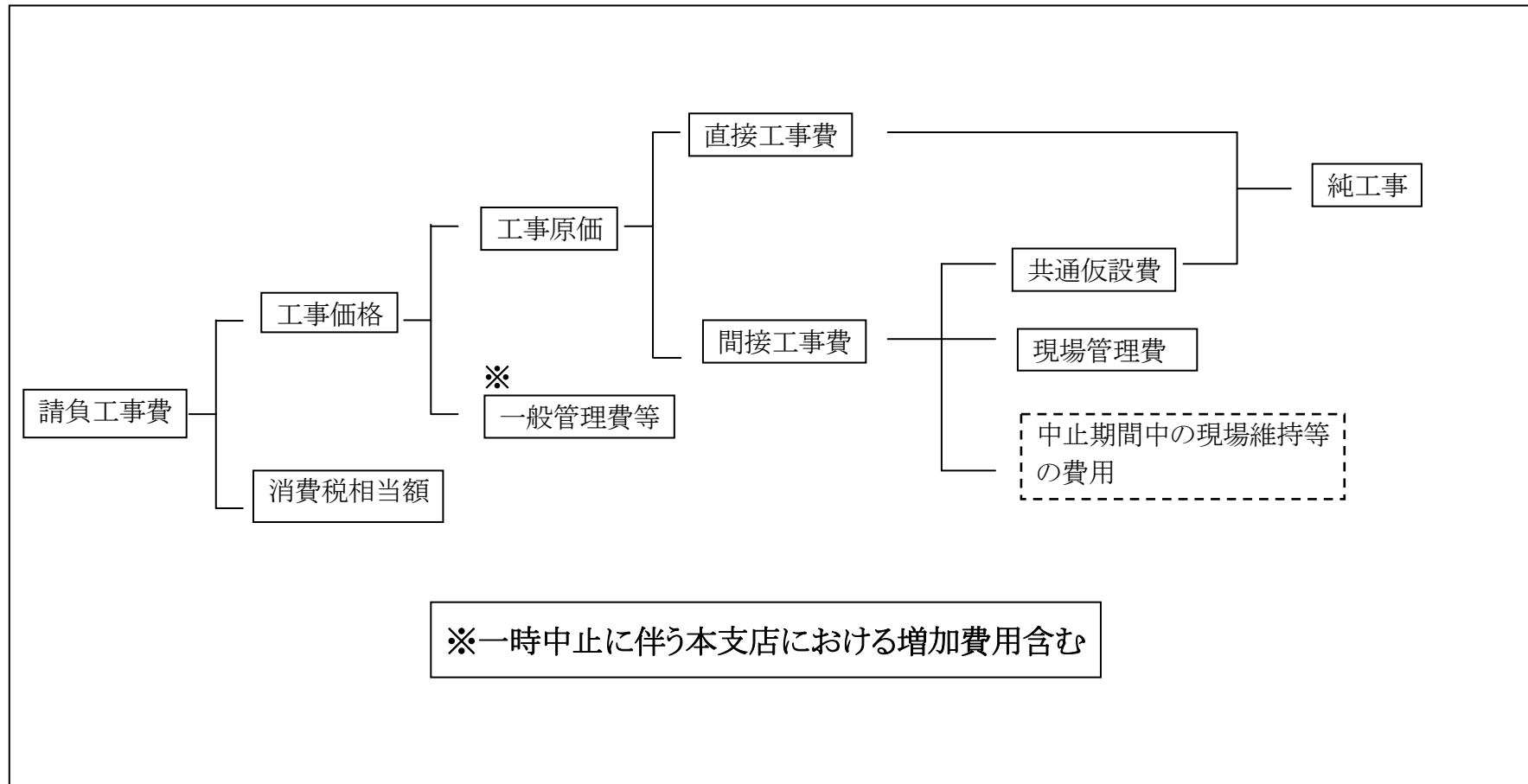
増加費用等の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、発注者と受注者が費用の必要性・数量などについて協議し、行うものとします。

増加費用等の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算します。再開以降の工事に係る増加費用は通常どおり設計変更にて対応するものとします。

一時中止に伴い発注者が新に受け取り対象とした、材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更で対応するものとします。

(5) 増加費用等の構成

工事一時中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とします。



7 工事全部一時中止と工事一部中止の違い

工事一時中止には、①工事の全部を中止する場合、②工事の一部を中止する場合があります、契約上の取扱いや、増加費用の計上方法が異なります。

ア) 契約上の取扱い

	工事の全部の一時中止 (工事全体の中止)	工事の一部の一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示します。)
主任技術者及び 監理技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は 原則として専任を要しません。	工事施工期間は専任が必要となります。
現場代理人の常駐	工事を全面的に一時中止している期間は 原則として、常駐を要しません。	工事施工期間は常駐が必要となります。
契約解除できる時期 (名古屋市工事請負契約約款 第44条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することを 基本としますが、発注者と受注者の協議により決定し ます。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する
増加費用算定に係る N:一時中止日数の取扱い	原則として一時中止日数 ※	一部の一時中止に伴う工期延期日数

※ 発注者と受注者の協議により定めます。

イ) 算定方法の違い

	一時中止期間が3ヶ月以内の場合⇒標準積算	一時中止期間が3ヶ月を超える場合⇒全て積上げ積算
工事全体の一時中止	◆率計上項目は、標準積算(率計上)とします。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※ 標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間:N」を用いる。 ◆率計上項目以外は積上げ積算します。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※ 積上げ積算の対象期間は、「中止期間」とする。	◆全ての増加費用等を積上げ積算します。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※ 積上げ積算の対象期間は、「中止期間」とする。 原則、一時中止期間を基本としますが、発注者と受注者の協議により定めます。
	工種 A(主たる工種) 工種 B(その他工種)	中止期間 : N (日) 変更延期分 変更延期分
	一時中止期間 一時中止期間における現場維持のための社員等	

	一時中止期間が3ヶ月以内の場合⇒標準積算	一時中止期間が3ヶ月を超える場合⇒全て積上げ積算
工 事 一 部 一 時 中 止	① 率計上項目は、標準積算(率計上)とします。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※ 標準積算の率計上項目の対象日数は 「中止期間: N'」を用いる。 ② 率計上項目以外は積上げ積算します。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※ 積上げ積算の対象期間は、「中止期間」とする。	③ 全ての増加費用等を積上げ積算します。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※ 積上げ積算の対象期間は、「中止期間」とする。
	中止期間 標準積算②(率計上項目以外) 標準積算以外③ 現場代理人・主任技術者等 (中止期間における現場維持のための社員等)	N'(日) : 一時中止に伴う工期延期期間 標準積算①(率計上項目)に用いる日数 ※その他要因による工期延期日数は除く
	工種 A(主たる工種) 工種 B(その他工種)	

8 増加費用等の積算

増加費用等は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後を対象に算定します。

(1) 増加費用等の積算

一時中止期間が3ヶ月以下の場合は、算定式により算定します。ただし、この算定式により難しい場合は、一時中止期間が3ヶ月を超える場合の算定方法とします。

ア) 一時中止期間が3ヶ月以下の場合

◇一時中止期間が3ヶ月以下の場合の算定式

◆一時中止期間中の現場維持等の費用(G) (単位円 1,000 円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

$dg^{\text{注1}}$: 一時中止に係る現場経費率(単位: % 少数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費) (単位円 1,000 円未満切り捨て)

$\alpha^{\text{注2}}$: 積上げ費用(単位円 1,000 円未満切り捨て)

◆一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数(日)。ただし、部分中止の場合は部分中止に伴う工期延期日数

R : 土木一般世話役(一時中止時点の労務単価)

$A \cdot B \cdot a \cdot b$: 各工種毎に決まる係数(土木工事標準積算基準書 第I編第10章による)

※ 注1 一時中止に係る現場経費率 (dg)

a 運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場からの搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬に係る費用

b 安全費の増加費用

工事現場の維持に関する費用

(保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用)

c 役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金。

d 営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舍及び監督員詰所の営繕損料に要する費用。

e 現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

※ 注2 積上げ費用 (α)

直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

a 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の一時中止期間中に係る損料額及び補修費用

b 直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

イ) 一時中止期間が3ヶ月を超える場合

◇ 一時中止期間が3ヶ月を超える場合の算定方法

受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、発注者と受注者が費用の必要性・数量などについて協議し、増加費用等を算定します。

積算する内容は、全て積上げとし次の項目とします。（積算は受注者から増加費用等を証明する明細書、請求書等を求めています。）

◆ 1 現場における増加費用等

ア) 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計(一時中止命令時点における当該工事の設計書。以下同じ。)の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を発注者が倉庫へ保管する必要があると認めた場合の保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

イ) 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により、工事現場に常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費の差額

工事現場の保安のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させたトンネル工、潜函工など特殊技能労務者が職種外の普通作業員等に従事した場合における本来職種と従事した職種の公共工事設計労務単価上の差額費用

ウ) 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持等のために、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により中止期間中稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

エ) 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済みの機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- ・ 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出量及び再搬入量(組立・解体費を含む)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立・解体費、管理費含む)
- ・ 発注者が工事現場の維持等のため必要であると認めて指示した機械の運転費用

オ) 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済みの機械器具類及び仮設材等のうち、発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを、一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

カ) 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のための諸準備、測量等で発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

キ) 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の一時中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場に維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力、保安要員費を含む)

ク) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

ケ) 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

一時中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の一時中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、一時中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む)

コ) 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の一時中止期間に係る借上げ解約などに要した増加費用

② 電力、水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力、用水設備等に係る一時中止期間中の基本料

サ) 技術管理費

原則として増し分費用は計上しません。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

シ) 営繕費

一時中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の一時中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における一時中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ス) 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

セ) 社員等従業員給料手当

一時中止期間も工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む)に支給する給料手当の費用
- ② 一時中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

ソ) 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用、なお専従的に雇用された者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む)とします。

- ② 解雇、休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇、休業するために必要な費用

タ) 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の一時中止期間中の費用

チ) 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の一時中止期間中の費用

◆ 2 本支店における増し分費用

一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な請負人の本支店における費用

◆ 3 消費税相当額

現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用

9 増加費用等の設計書及び事務処理上の扱い

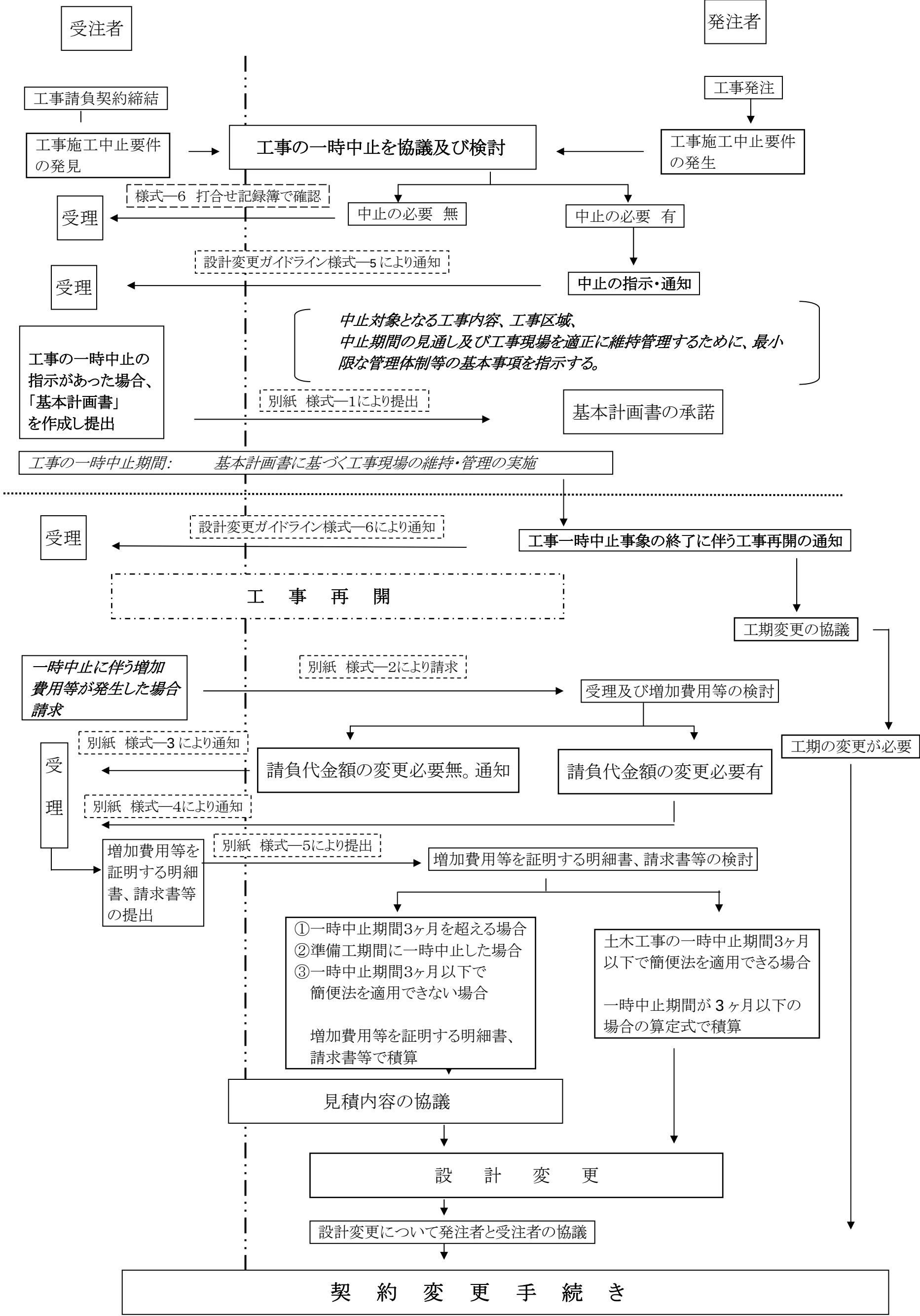
(1) 増加費用等の設計書における取扱い

増加費用等は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上します。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用等の合算額を請負工事費とみなします。

(2) 増加費用等の事務処理上の取扱い

増加費用等は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、変更契約するものとします。

10 工事一時中止に係る基本フロー



11 工事一時中止に係る基本フローの解説

(1) 工事の施工中止要因は、発注者と受注者により「工事の全部又は一部一時中止」について協議及び検討(工事現場を適正に維持管理するための検討を含む)します。

なお、工事の全部又は一部一時中止期間が約款第44条(受注者の解除権)(2)に該当する場合、受注者に契約の解除権が発生するため、そのことも踏まえ検討します。

(2) 協議検討の結果、「工事の全部又は一部一時中止」が必要でない場合、発注者は、その旨を記載した別紙様式—6 「打合せ記録簿」を作成し、発注者と受注者双方で確認します。

(3) 協議検討の結果、「工事の全部又は一部一時中止」が必要な場合、発注者は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 様式—5」により受注者に通知します。

又、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。

(4) 受注者は、工事の全部または一部一時中止の指示があった場合、「基本計画書」を作成し別紙様式—1 「工事の()一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画について」により提出し発注者の承諾を得るものとします。

(5) 工事の全部または一部一時中止の要件が終了する目途がついた時は、発注者と受注者は、工事を再開する日時等について協議し決定するものとします。

(6) 発注者は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 様式—6」により受注者に工事を再開する日時等通知します。

(7) 受注者は、「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用等が発生した場合、別紙様式—2 「工事の()一時中止に伴う増加費用等の請求について」により、増加費用等の請求を行うことができます。

(8) 発注者は、受注者より工事の全部または一部一時中止に伴う増加費用等の請求があった場合、受注者が「基本計画書」に従って実施した工事現場の維持管理等の増加費用等の検討を行い、請負代金額の変更が必要かどうかを判断します。

請負代金額の変更が必要ない場合には、別紙様式—3 「工事の()一時中止に伴う増加費用等について(回答)」、請負代金額の変更が必要な場合には、別紙様式—4 「工事の()一時中止に伴う増加費用等について(回答)」により受注者に通知します。

(9) 受注者は、発注者から別紙様式—4 「工事の()一時中止に伴う増加費用等について(回答)」により、増加費用等の負担対象工事であると通知を受けた場合には、増加費用等を証明する明細書、請求書等の資料を別紙様式—5 「増加費用等を証明する明細書等資料について」により発注者に提出するものとします。

(10) 発注者は、「土木工事標準積算基準書」で増加費用等を積算できない場合は、上記増加費用等を証明する明細書、請求書等の資料で積算するものとします。

その際には、発注者と受注者は提出された資料について協議し、決定するものとします。